

運営委員会の役割と活動について

1. 会則における運営委員会の役割等

第6条（役員の職務）

3 運営委員は、運営委員会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、会務を執行する。

第9条（運営委員会）

6 運営委員会は、この会則において定めるもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の運営に必要な事項に関する事

第10条（部会）

2 部会設置、部会員の選任、部会の運営に関する事項の決定は、運営委員会が行う。

2. 運営委員会の具体的役割

(1) 本会及び部会の円滑な運営

- ・事業計画・予算案（各部会での取組）の作成及び総会への付議
- ・各部会の活動体制の決定・見直し（部会員の選任・追加等）
- ・部会をまたぐ横断的な連携体制の調整
- ・総会や部会の取組等へ新たな提案・情報提供等
- ・後援等の承認

(2) 取組・成果の評価及び検証

- ・各部会での事業成果や取組結果の内容確認及び総会への付議
- ・モニタリング指標や需要の傾向、事業成果等を踏まえた今後の取組等の見直し

3. 運営委員会の年度毎の活動

(1) 各部会での前年度の事業成果や取組結果の内容確認

(2) 住まいの需要等の情報収集

- ・県民からの相談や問い合わせ等に関する情報を各会員から収集し、年度毎に傾向を確認する。

(3) モニタリング指標等の確認

- ・事業や取組について、モニタリング指標等により、年度毎に傾向を確認する。

(4) 事業計画・予算案の作成

- ・部会提案の事業計画案（予算含む）の内容確認し、上記1～3等を踏まえたアドバイス等を行い、事業計画・予算案を調整し総会へ付議する。
- ・部会をまたぐ事業の調整（横断的な連携体制の検討）

(5) 部会の活動体制の見直し（部会員の追加、選任など）

(6) 総会や部会への新たな提案や情報提供する事項の確認・調整

(7) 後援等の承認

4. 各会開催の流れと令和5度からのスケジュール（PDCAサイクル）

